「みんな住マイル」改修補助金

4月12日(月)から受付開始

【問合せ・申込み】都市計画課 ☎773-6662

市民の住環境の向上と子育て世帯の定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事 に対して補助金を交付します。

旧制度の「住宅リフォーム事業補助金」を使用した人も、この制度で補助金を使用することができます。

補助対象者(すべてに該当)

- ・対象住宅の所有者か、所有者の2親等以内の親族
- ・対象住宅に居住している(または居住することが 確定している)
- ・世帯員全員に市税の滞納がない

補助対象工事(すべてに該当)

- ・補助対象経費が50万円以上で、築1年以上経過 した個人住宅のリフォーム工事
- ※併用住宅は住居部分のみ対象(共用部分は面積按分)
- ・市内業者による施工
- ・令和4年2月28日(月)までに完了する工事
- ・他制度の補助金の対象となっていない

補助額

- ・子育て世帯(令和3年度に中学生以下の子どもか 妊婦のいる世帯):15万円
- ·一般世帯:10万円

受付期間

4月12日(月)~30日(金)

※予定額に達し次第、受付終了

申込み

申請書(都市計画課、大和・塩沢市民センターに 用意)に記入し、必要書類を添付し申請してくだ さい。

※納税状況を確認するため、専用の納税証明書が必 要です

申請窓口

都市計画課、大和・塩沢市民センター

交付決定後に工事を中止し、交付を辞退する 事例が多くあります。申請の際は、工事内容を よく検討し、確実に実施するようご注意ください。

注意事項

- ・交付決定前に着手した工事は補助金の対象外
- ※ただし、雪害などにより早期に着手したい場合 は、申請書と併せて交付決定前事業着手届を提 出することで、申請した日から契約して工事に 着手することができます
- ・交付決定は、5月中旬に行う予定です
- ・補助金申請時に住宅の全景、工事か所の着手前 の写真が必要
- ・令和元年度(平成31年度)以降にこの補助金 を受けた人や住宅は、対象外

補助対象工事の主な例

屋根のふき替えや塗装、外壁の修繕や塗装、 壁紙・天井・床材などの張り替え、間取り変更・ 防音断熱工事、浴室・台所などの水回り改修、 ディスポーザーの設置工事、建具・畳・サッ シなどの入れ替え、LED照明器具の設置

補助対象外製品の主な例

- ・家電製品(テレビ、エアコン、LED以外 の照明器具など)
- ・厨房製品(システムキッチン、流し台、換気扇)
- ・衛生設備製品(ユニットバス、トイレ、給 湯器など)
- ・その他設備製品(カーテン、ボイラーなど)

補助対象外工事の主な例

住宅と別棟の建物の工事、外構に関する工 事、建物外部の下水道接続工事、井戸に関 する工事

※工事内容で不明な点がある場合は、事前に お問い合わせください

費者トラブル、

多重債務

、チ商法や資格商

法

申込み 締切り よってはお受けできな を伺います。 談時間を有効に使える (受付:午前9時 申込み時に相談員 電 4 月15日出 話でご予約くださ 相談内容に (木) 正 午後 が概

約 30 費生活センター 5人 本庁舎 南分館 (相談時間 は 1 人

30 時 不動 軽にご利用くださ 談に応じます。 律問題に、 身近な相談窓口とし 分~4 4 月 15 弁護士が無料 続 日(木) 離婚などの法 午後 て、 気 時

消費生活センタ **☎**772 - 2541

弁護士による無料法律相談 問合せ・申込み